



# 転入された方へ

問 市民課 ☎0244-24-5235

事前に市役所へ確認しておくとお手続きがスムーズです。

## 市内の小中学校へ転入(転校)する場合

市民課または各区役所市民総合サービス課で転入届を提出した後、手渡された転入届の写しを持って学校教育課(☎0244-24-5283)にお越しください。また、前の学校で発行した「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を転入する学校へお持ちください。

## 児童手当等の届出

転出前の役所に転出届を提出するときにも「児童手当」「児童扶養手当(該当者のみ)」「特別児童扶養手当(該当者のみ)」について資格消滅届等の手続きをして、両親(または親、保護者)の所得課税証明書(前年度分)の発行を受けておいてください。次に転入届の際、転入日から15日以内に「児童手当」と「子ども医療費助成」を市役所こども家庭課(☎0244-24-5215)、各区役所市民総合サービス課で手続きしてください。

### 児童手当の手続き

中学生までのお子さんを養育している方に支給されます。

- ・両親(または、親・保護者)の所得課税証明書、通帳、保護者の保険証、マイナンバーカードが必要です。

### 子ども医療費助成(子ども医療費受給資格証交付)の手続き

18歳までのお子さんの医療費(保険診療の自己負担額)を助成します。

- ・お子さんの保険証、保護者の通帳。転入された方で、未就学児がいる場合は、所得課税証明書が必要です。

### 「児童扶養手当(該当者のみ)」「特別児童扶養手当(該当者のみ)」の受給者は、手当の住所変更届も転出入時に行ってください。